昭和四年四月十五日第三種郵便物認可段週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

♦告示 ◇規則 土地改良事業の認可土地の公用廃止土地の公用廃止を削減の指定を開発を開発しませた。

昭和三十四年度農業講習所生徒募集び損失補償費補助金交付要綱で損失補償費補助金交付要綱

◇公告

則

規

布する。 鳥取県手数料徴収規則の一 部を改正する規則をここに公

鳥取県知事職務代理者

1

昭和三十三年十一月二十八日

2//

## 鳥取県規則第五十五号 鳥取県総務部長

渡

辺

摿

男

鳥取県手数料徴收規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第 一号)の一部を次のように改正する。 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

条第一項の規定に基く一ほう群一場所につき五十円」を 百円以内において一ほう群につき 「百三十三みつばちの転飼許可手数料 一場所につき六 別表中「百三十三転飼許可手数料 五十円」に改める。 養ほう振興法第四

との規則は、 公布の日 から施行する。

告

示

鳥取県告示第五百五十六号

議決定)に基く山村振興対策要領第二の二の規定により、 新農山漁村建設総合対策要綱(昭和三十一年四月六日閣

昭和三十三年度山村振興地域を次のように指定する。

昭和三十三年十一月二十八

日

面

積

九五

坪

関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長

第2976号 2

昭和三十三年十一月二十八

日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長

辺

捨

男

天災による被害農林漁業者等に対する資金

鳥取県総務部長

渡

辺

の融通に関する利子補給費及び損失補償費

昭和33年11月28日 金曜日 鳥 取 県 公 報 地域番 骨 次の土地は、 鳥取県告示第五百五十八号

智頭町東部地域 山村振興地域名 市町村名 智頭町 地 域 旧

渡 男

辺 擔

囲

鳥取県告示第五百五十九号

Ø 範

[郷村、 īļī 山形村 囲了 村

農道事業は、土地改良法

(昭和二十四年法律第百九

1十五

御机土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする

号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規

定により、昭和三十三年十一月二十四日認可

した。

昭和三十三年十一月二十八日

鳥取県知事職務代理者 鳥取県総務部長

渡

辺

搵

男

名

下私都村,

二六 =

郡家町

郡家町東部地域

中私都村、

昭和三十三年十一月二十八日

その公用を廃止する

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 男

婸

所

東

地目その

他

刑

ノー番地先 一番地先

鳥取県告示第五高六十号

百九十五号)第四十八条第三項にお かん 所子土地改良区から申請 がい排水事業は、 土地改良法(昭和二十 のあつた新たに行な いて準用する同法第 四年法律第 おうとする

十条の規定により、

昭和三十三年十一月二十

七日認可

¥

21

<u>.</u> 21

関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関す

び損失補償費補助金を交付するものとし、その交付に

年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。 る法律(昭和三十年法律第百七十九号)及びこれに基 く政令若しくは鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二

(補助金の交付申請)

によるのほか、この要綱の定めるところによる。

る利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱を次のよう 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関す 鳥取県告示第五百六十一号

に定める。

和三十三年十一月二十八 鳥取県知事職務代理者

> 「申請書」という。 規則第五条の規定に基く補助金交付申請書(以下 )の様式は、 利子補給費補助金に

ついては別記様式第一号、 損失補償費補助金につい

て

は別記様式第二号とする。

請を行う場合におい だし、当初の申請のときに添付したものは、その後申 申請書に添付すべき書類は、 て、 これを省略する 次のとおりとする。 ح が で き た

市町村と融資機関との契約書の写

る。

その他知事が必要と認める書類

書及び添付書類の提出部数は、 次のとおり

とす

請

3

十六号)

に基き、

町村に対

利子補給費補助

金及

3

金の融通に関する暫定措置法

(昭和三十年法律第百三

知事は、

天災による被害農林漁業者等に対する資

(総則

補助金交付要綱

る。

第2976号 約書の写は五部 れぞれ正副二部、 利子補給費補助金交付申請書及び添付書類は、

ただし、市町村と融資機関との契

そ

- れぞれ正副二部及びこの写を三部 損失補償費補助金交付申請書及び添付書類は、
- 毎年一月一日から同年六月三十日までの期間にかかる ものは同 年四月三十日までに、毎年七月一日から同 申請書の提出時期は利子補給費補助金について は、

して、

年十二月三十一日までの期間にかかるものは同年十月

三十一日までとし、損失補償費補助金については、

- 年八月三十一日までとする。 市町村長は、 申請書及び添付書類の記載事項を変更
- した場合には、 遅滞なく知事に届け出なければならな

第三 規則第七条の規定による補助金の交付を決定する (補助金の交付の条件)

場合に附する条件は、

次のとおり

とする。

あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。 市町村長は、 補助事業等の内容を変更しようとする場合 次の各号の一に該当する場合には、

- 補助事業等を中止し又は廃止しようとする場合
- 係を明らかにした別記様式第三号による調書を作成 当該補助事業にかかる市町村の予算及び決算との関 助金について、当該補助事業にかかる県の補助金と 市町村長は、 これを保管しなければならないこと。 利子補給費補助金及び損失補償費補
- 当該補助事業等にかかる収入及び支出を明かにした 金及び損失補償費補助金の交付の決定をする場合に 帳簿を備えさせ、 号に掲げる条件と同趣旨の条件を附さなけ の証拠書類を整理保管させなければならないこと。 た条件を遵守するに必要な条件を附 おいては、県が補助金等の交付の決定に当つて附し 市町村長は、補助事業者等に対し補助する場合は 市町村長は、補助事業者等に対し利子補給費補助 かつ、 当該収入及び支出について かつ、 ればなら 前各

几

37 ø

ないこと。

(実績報告)

第四 告書については、 利子補給費補助金にかかる規則第十八条の実績報 別記様式第一号の様式を準用する。

実績報告書は二部作成し、利子補給費補助金の交付

県 公

別記様式第一

鳥 取

品

竹

升

 $\mathbb{H}$ 

Ш

申請書

(叉は実績報告書)

鳥取県知事

選

決定の通知を受けた日か ら一箇月以内に知事に提 出

なければならない

費補助金及び損失補償費補助金から適用する。 との要綱は、 昭和三十三年度発生の天災による利子補給

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費補助金交付

라

四

主 斌

7 下記のとおり天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱 より、(又は昭和. 年度の天災による被害農林漁業者等に対する利子補給の事業が終了したので、)利子補給費補助金  $\Box$ 日付鳥取県指令受農政第 号で補助金交付の決定の通知があつた昭和

昭和33年11月28日 金曜日

の交付を申請(又は事業実績を報告)します。

事業の目的

5

災害別

融資先別

資金別

葉態別

年月日

食 選約 定價線 上價 約 定價線 上價 透頻(A)透頻(B)

類 (A+B)

(C) (M)

田三

图

貧

挺

第2976号

昭和33年11月28日 金曜日 鳥 取 県 公 報

災 市町村の単協に対する補助計画(又は実績) IIII. 焸 資 \* 閱 # 48

ĽΫ

繿 \$ 型

пþ

利子補給補助額

館

掀

囲 豐

9

 $\mathbb{E}$ 

(注) 「補助割合」欄には、次表により記入すること。 「備考」欄には、 その他必要な事項を記入するこ 6

併	∰ :	1	氣	
3分5厘以內	分5厘	3 i	付 利 率 (A)	
年	併		利子補系場合の貨	
1 割	<u></u>	(B)	器のない。質付利率	٠ ا
4分2厘2毛5糸	1分7厘5毛	国庫補助쬭	-	
1分4厘7毛5糸	1分1厘5毛	原補助率	\	
8 厘	6 厘	市町村補助率	***	
年 6分5	年 3分5	Eith	(B-A)	
厘	画			

ယ

計算明細計画 (又は実績)

「資金別、 業態別」の欄は、別表の区分により記入するこ

62

公 報

(注)

「年月日」欄は、この補助金の申請に係る期間内における融資残高の異動の年月日を記入するこ

鳥収県

ಬ 01

「償還額」欄には、この補助の申請に係る期間内に償還した額を記入すること。

「中間融資残高」欄中「総額」欄には、 この補助金の申請に係る期間の当初融資額、 「延滞額」欄には、

請に係る期間内の約定による償還額のうも延滯となつた額を記入すること。

「賃付期間」欄には、 融資残高に異動のあったときには、 異動のあつた度ごとに区分してその期間を記入するこ

5

収支予算書(又は収支精算書)

昭和33年11月28日 金曜日

 $\Xi$ 支

11.5

1

J.

回叶

対別の対象 年間(又は 年年間) 横 (E)×(F)

延滯額 (C)--(D) 貸付期間 (D) (E)

3 この補助の申

9 娯

			,	金		<b>)</b>	<b>#</b>		瓲		Ö			貧 金 別	¥ > ⊒			•				9		MANAGEMENT OF THE PROPERTY OF		※	(口) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<u> </u>	市町本	貓	∢
1	湖湖		帮证			指定	開拓			连 2 扭	押登		大震	政	辮				-			区分」欄は、		泄		- JE	H O			概	龄	3
Į	来 风		地区			地区						•	顾	命								为别		子離		×	兴					(又は本年度精) (算額
	松城		経置			路屋				以			蝦	×				i.	· <b>V</b>	·		成の質	t f	<b>新</b> 額		\$	,				and the same of th	本年度
)	谷金		資金			資金				へ 資 ・ 食 ・ 食 ・ 食 ・ 食 ・ ・ 食 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>☆</b>		資金	· \$	鷾							金別、	] _								E	
	NV		, NY			NY .	76Y	57 	FIV .	FV :			FIV									別表の資金別、業態別区分を記入するこ				本年 度 予 算 額 (又は本年度精) (算額						(2)
	曹	茶	癜	祗	禁	鲫					漁	茶	瞑	翭								J区分3		-		第七月						(2(は本年度才) (額算
														潮	別						-	記入				額制	-	.			l E	7
		継	継	翭	業	舼					***	羰	継	別								ر بر م				部分(父父)の経験						
松井香井		事業資金			İ	₽	從	Ī		寅	類	施		具並加	<b>松</b> 全里							0	,     	THE RESERVE OF THE PERSON OF T		前年 度 予 算 額 (又は本年度予) (質額					J	苗
						井				額		描	緻	洶				and the second s			,							-				
						回泄				消費		定地	声製	伸	辮			1		İ						松中						漠
						用施			HX.	林漁		区経	林漁				<i>\frac{1}{2}</i>	Î		<u>'</u>					正_	石		-			Œ	1
					`	設資			Thirt	無		質質	業	×	慧		P	j		)						減減						1
						*				妣		会	竔	8	200	.e.*				~					田	(A)						
	雀	— 禁	載	無	茶	輙	漁	禁			下 流									Ì						症						
														曲	别						-											
	翭	無	**	無	無	米	紫	쌣	牃		来業	业		別				, j								淅						

第2976号 10

11 昭和33年11月28日 金曜日 鳥 取 県 公 第2976号

最近**の事業** 年度の年間 販売取扱高 (H) 貸付先被 害農林漁 業 者 凩

때

「経営規模」欄には、

H

畑の作付面積、

牛馬の飼養頭数その他具体的に記載し、

位

資金月月

田立

貸付額

期日 貨選

님

K

利息 迅

涅 利息

unh

超过期

貯金額

年間農 業吹入

年間農業 外 次 入

迅

H

田

Œ

迅

账

包

黨

立

量

朱

盤

貸付先被害農林漁業者の経営状況

I

損失補償が必要となつた理由

(1)

被害農林漁業者の状況

災害名

 $\omega$ 

市町村が損失補償を行

Š

N

とになった理由

損失補償が被害農林漁業者の延滞に起因す

Ø

を高い

昭和33年11月28日 金曜日

鳥取 県

た被害農林漁業者に対し

事業の目的

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に

その経営等に必要な資金の融通を円滑にす

Ø

ため貸し付けた

N

 $\mathcal{L}$ 

ñ 9-

œ

とづいて災害に

0 9~

て被害を受け して受けた損

鳥取県知 出 無 天災に

別記樣式第二 臣

9-る被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する損失補償費補助金交付申請書

XΠ

9-

Ó

 $\exists$ Ш

損失補償費補助金 天災に 9-る被害農林漁業者等に対する資金の融通に関す 円の交付されたく申請します。 る利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱に

失の補償をす 事業実績

2

響 市町村の損失補償実績 貿 幾與 加 京道 景失補償の対象なった配資総 象類(A) 損失補償限度額の1/2 ・・・ <sup>25</sup> 、  $\mathbf{A}_{ imes}$ 100 出 Ċ 類 来 発  $\mathbb{H}$ 盤 田 市町村損失補償額 E ء 淅

融資機関

貸付金が遺失補償の対失補償の対象となるに 至った理由

4

運営樹紀 97 Ø,

の他参考 1

最近の事業 年度の年間 購売取扱高

(2)

融資機関の経営状況

過去一か年内における内における財金の最高

の最高残高 同左の貸付金

その年扱 の他の事の最近の事と、後の年間に

最近の事業年 度の剰余金又 は欠損金

支 狀 況 年|最近の事業年度ヲ 又おける繰越剰余会 ||は繰越欠損金額

牧

た債権取立措置」及び「貸付金が損失補償の対象となるに至った理由」欄について

も具体的に記載する

(1

٦

「損失補償請求までに融資機関のと

業業販高

形成金貨

更惠

٨

 $\square$ 

(注) 23 「最近の事業年度の年間販売取扱高」及び

損失補償又は損失補償費補助金交付申請までに関係機関の  $\mathcal{L}$ **つた措置の**5 Λ¢

 $\equiv$ 

(2) 契約により市町村が損失補償をする  $\cap$  $\mathcal{L}$ となっている場合には、 市町村が損失補償ま

損失補償が経由機関の延滞に起因

 $\Xi$ 

 $\mathcal{I}$ 

経由融資機関の状況

貸付 年月日 账 挖 \* 英 経由融資機関名 経由融資機関に 立 鑃 H 還期日 最終價 経由融資機関2 質付先農林漁美 者等から回收1 た金額 融資した融資機関名 が業し Æ 経由融資機関に 質した融資機関が 経由融資機関が 経由融資機関が 回収した金額 触がの 災害 出 4  $math{\cancel{k}}$  $\exists$ 拉 利息 田 来 運 利 息 压 盤 4 压 原に融の措 経金属語の発生を表現でした。 即與強價 《數資徭 ま関徴取 じに関土 資本金 遺失と る に 発 用 田 田

JAP

(2) 瘀 立 11 類

損失補償請求時(又はその前月末) にまけ Ю 経由融資機関の試算表、 最近年次の業務報告 畊 運営の概

要その他参考となるべき事項を記載し た書類

 $\prod$ 約により市町村が損失補償を 立促進指導その他) 損失補償又は損失補償費補助金文付ま の概要 w. ΘŅ O ſr 14 なつている場合には、市町村が損失補償までに でに関係機関のとつた措置のうち次の事項に関す とつた措置 る概要の説明(1)契 (債権収

 $\Pi$ 立 赚

支精算書

融資機関の市町村に対する損失補償申記書の写を添付する

3

3

 $\Xi$ 

蛱

田 損失補償が必要となつた理由 町村に対し損失補償をする時ま という。 被害農林漁業者等に対し経営資金等を貸し (債権取立促進指導その他 損失補償請求時(又はその前月末)の試算表を添付する 事業をもあわせ行う場合にのみ記入するこ )に対し貸し付けた農林中央金庫、  $\mathbb{H}$ 定期的 当座的  $\mathbb{H}$ その街 農業手形 災害資金 4 でに採った措置 Ŋ 畆 田 ПÞ 6 「最近の事業年度の年間購売取扱高」 農業協同組合連合会 付けるための資金を農業協同組合等(以下 (Y 迅  $\kappa$ 田 舭 (以下 欄は、 「連合会等」 次の事項に関する概要の 融資機関が信用事業以外の 迅 でにとった措置  $\mathcal{L}$ 「経由融資機関」 5 5° が市

广

F

1

2

											VE. (5) 16(1)
					災	(日)		라		県費	×
	•				ᄪ	料	<u> </u>	町社		<b>具費補助金</b>	
					別	臣		鰕		り余	8
			益	-	$\boxtimes$	9				* *****	K
		中	損失補償額			兴					年度精
•			質額		· A						本年度精算額
		de la constitute d'or-	 niner artifications							退	
					本年度精算額						本年度予算額
					精算客	-					客賃全
			 							H	## 
					本年度予算額						ž 品
					度子算					E	Ä
			 		額					且	資類
			٠		松蟲						
			 	<u></u>	- 岩					-	童
				迅	減減						
					備						
	œ.								The state of the s		
							·			-	
											被
					淅						4.11

15	昭和33	3年11	月28日	£	湿田	鳥	取	県	公	報	ĵ	第29	076号
インは報後	4 「備表 5 補助事 相当する	3 「予算 類、追加	・2   科目 補助事業 は、その	はなる。	記載要領 1 「補助 ※要の際	その毎	〇〇費	〇〇費	※事()	着 事業 <b>9</b>			別記様式第三号 昭和○○年度 農林省所管
≪等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年英鞭越盘」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書( )すること。	「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。 補助事業等に係る地方公共団体の歳田予算額の繰越(歳田予算額の一部叉は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助	「予算規額」欄では、歳入にあつては、当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用增減額等に区分して、それぞれの額を記載すること。	一科目」欄には、蕨人にあつては、寮、呉、日及び原を、藤田にあつては寮、夏及び日をたれたれ記載すること。ただし、1補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳田予算の経費が日の内訳の経費であるとさは、藤田の「科目」欄には、その目の内訳まで記載すること。	新聞の言うの言葉で、 こうごう こう こうごう こうごう こうごう こうごう こうこう こうこう	要領「福助事業名」欄には、補助事業等の名務のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合においた、「福助事業名」欄には、補助事業等の名務のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合においたなな時の配分の記載は、補助事業等の名務のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合においた。					次付決 定の額	<del> </del>		第三号 )年度 「脅
書の作成だ 現額一及び	、参考となる も地方 <b>公</b> ま たに翌年度	には、歳ノ 類、予備署	で成人にあ時記した路時記した路井の記載し	一部の経費の	調バな、盆地の					補助率			
大学を対して、大学に	に い 近の が 回 が の が に が に が に が に が に が に が に が に が に	くにあした	おいるに翻訳が記述に	の配分は、	制事業等			Emm w . 10 o		科目	凝		
海  八別	行項を適宜 選手算額 上する場	は、当初活用増減	要、呉、	「いるの句	の名称の		-			予現金競貨	<u>بر</u>		0
に作成する中の下に	記載するの線域の線域の	が を が が が が が が が が が が が が が	日及び開発	プトレウ	はない、当時を対する				旦	以流人類		堪	○ ≛
めいて。これたれた。	こと。 <sub>装田</sub> 予算 )が行 <b>わ</b>	追加更正式	外、緩出での歳出予算	一括記載を						中国		方 公	助金
この場合に 国庫補助金	質の一部叉 いた場合に	う算額等に大れぞれの	いめつてはいの経験が	78'C' C'	単級の外に				田_	予盟 算数 ご思露	滅	<b>洪</b>	
は、歳人。類を内書	は全部を基	区分してが観を記載し	家、坦及に自の内訳に		る路費の間では、			MAN AND METERS OF		うち県補 助会相当 対 対		回	
で「本国」の	製作やす、	だれぞれのすること。	ショダイズの経費であ		門分や記載				王	田盤		<b>Ŧ</b>	
をいた。	その製行 さる当販	額名、該	んだ言葉るとかは	4	4440 3440 4440 4440 4440 4440 4440 4440			and all transferences or a	E	5 ち県舗 数 財金相当	E	竹	
年芨練遨:	しなから 補助事業	田にぬし	でもいた( 、	Y .	ないの窓				Б	翌年度   5 年   第世報   期金		Mary Carlotte State of State o	
金」の区が	た部分の経済に係る人	たは当初	「対理」を	<b>.</b>	この総合においた、				E	うち県補 助金相当 額			
<b>19</b>	領に関係	5.4	₹-	י ר	3,0					س	5	離	

## 昭和33年11月28日 金曜日 鳥 取 県 公 報 第2976号 16

募集要領

昭和三十四年度鳥取県立農業講習所講習生を次の要領に り募集する。 昭和三十三年十一月二十八日 昭和三十四年度鳥取県立農業講習所講習生 鳥取果知事職務代理者 鳥取県総務部長 渡 辺 搶

業技術指導者の養成並びに農村中堅青年の育 講習区分及び修業年限

農業改良事業に従事する農業改良普及員及びその他農

講習生募集の目的

実科(農村中堅青年の育成) (農業改良普及員及び農業技術指導者の養成) \_

年 年

農業技術一般について習得させる。 果樹栽培技術を中心に習得させる。

 $\Box$ 

普通実科

1 入所受験資格 本科

男

2 実科

Ħ. 募集人員

成

科 十五人以内

2 実

 $\Box$ 果樹実科 若干名

入所試験期日及び場所 そ菜実科

六

1

昭和三十四年三月十九日

午前九時より

2

実

イ

数

学

2

場所 期日

1

本科、 **普通実科、**果樹実科 鳥取市吉成 県立農業講習所

そ菜実科 米子市旗ケ崎 農業試験場西伯分場

入所試験の方法

七

左記の科目について、本科は髙等学校卒業程度、実科 は中学校卒業程度の筆記試験及び面接試験を行う。

本

学 一般数学、 四科目中から一科目を選択する。 解析1、解析2、幾何の

物理、 化学、生物、地学の四科目中

 $\Box$ 

理

科

から、髙等学校の農業科課程卒業者 その他の者は二科目を選

2

受付期間

身体検査証

昭和三十四年二月二日から昭和三十四年三月十六日

に限り有効)

は一科目、

択する。

農業 一般

ハ

=

玉

語

髙等学校の農業科課程卒業者に受験 させる。

そ菜実科 そ菜栽培技術を中心に習得させる。

Ξ

告

本科及び普通実科 講習の場所 鳥取市吉成 県立農業講習所

そ菜実科 果樹実科 米子市旗ヶ崎 岩美郡津ノ井村 **県農業試験場西伯分場** 県農業**試**験場果樹分場

日までの卒業見込者並びにこれと同等以上 高等学校の卒業者又は昭和三十四年三月末

中学校の卒業者又は昭和三十四年三月末日 までの卒業見込者 の資格を有すると認めた者

普通実科 三十人以内

三十人以內

出願手続及び受付期間

習所入所係あて提出すること。ただし、そ菜実科入 入所希望者は、次の書類各一通を鳥取市吉成農業講 出願手続

所希望者は、米子市旗を崎農業試験場西伯分場講習

生係あてとする。 入所願書(所定の用紙)

年毎の成績を記入し、学校長封印のもの) 学校成績証明書(所定の用紙に在学期間中各学

合格者発表 まで(郵送による場合は当日到着のもの

昭和三十四年三月二十四日農業講習所 HÍJ K 掲示するほ

an	昭和33年11月28日	金曜日	鳥 取	県 公	報	第2976号 18
昭和四年四月十五日第三種郵便ある可					あて先明記の返信用封筒を同封すること。と。通信による場合は、所要の郵便切手も	
発 行 日 火 <b>、</b> 金					を同封すること。 所要の郵便切手十円をはつた	兄紙の申込は、鳥収市吉の田の中込は、鳥収市吉の田の中込は、鳥収市吉の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田
印発						
即						
斯 町 県 取 印						
削						
	All the second of the second o				D. 1000 and	